令和６年２月15日発行第566号　毎月１回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

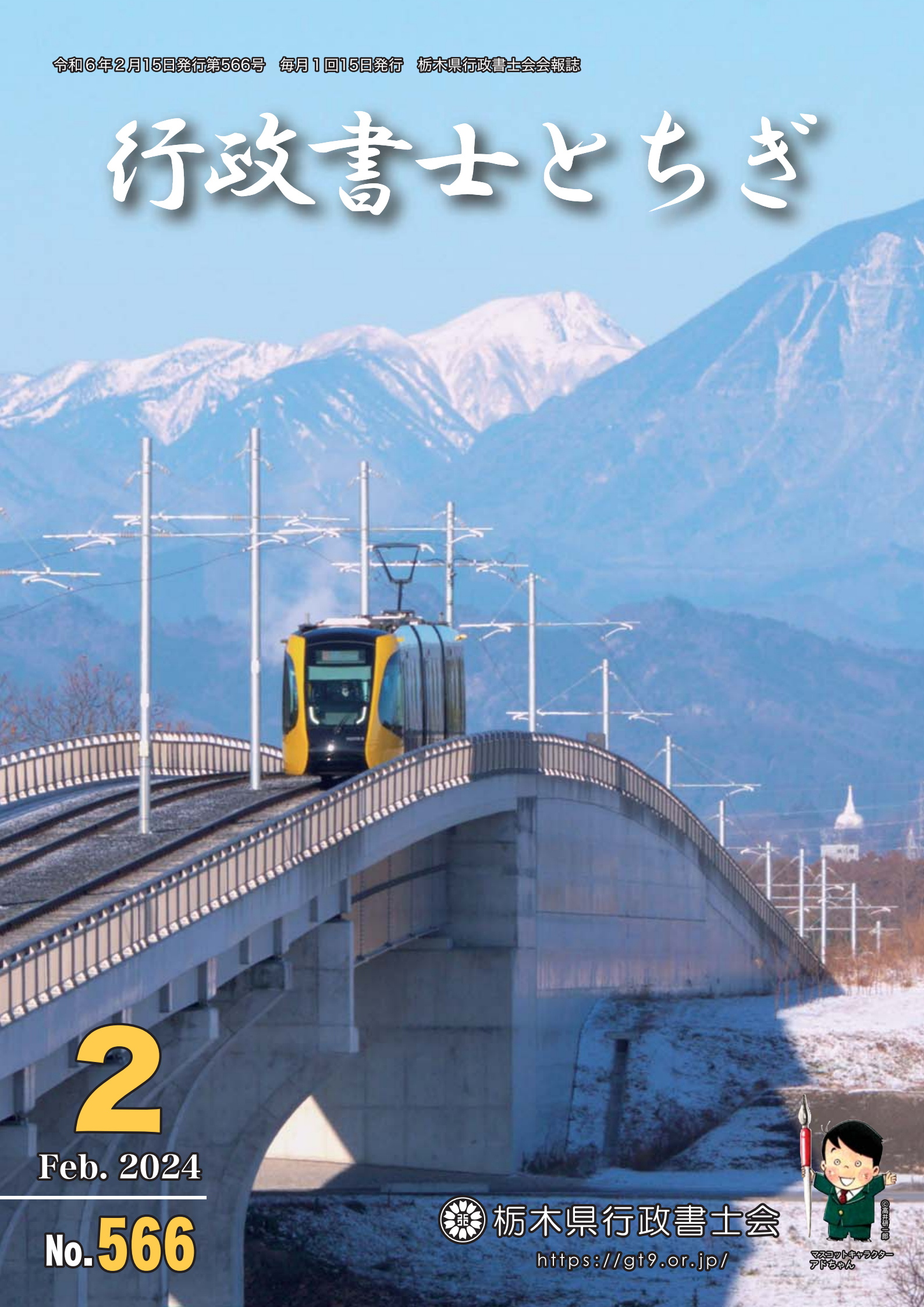

2
Feb. 2024
No.566

栃木県行政書士会
https://gt9.or.jp/

マスコットキャラクター
アドちゃん
©高井研一郎

栃木県行政書士会会報誌
行政書士
とちぎ
2024年
2月号

CONTENTS

1 目次
2 栃木県行政書士会の動き
2 ○産業廃棄物処理等に係る診断書等作成特別研修会
2 ○第２回　Ｗｏｒｄ入門研修会
3 ○「Ｍ＆Ａの現状と支援について」研修会
4 ○三士会無料相談会開催
4 ○日本行政書士会連合会　賀詞交歓会へ参加
5 デジタルシフト入門
6 支部だより
7 栃木県行政書士会カレンダー（３月）
8 日行連だより
9 業務情報
13 おじゃましま～す！
14 支局かわら版（塩那）
15 研修会のお知らせ
19 申請取次行政書士の動向
20 会員の動き

No. 566

今月の表紙

日光連山を背景に（撮影地：宇都宮市竹下町）

古口　利夫様

写真提供　美録会（栃木県シルバー大学校中央校 写真クラブOB会）

栃木県行政書士会の動き

産業廃棄物処理等に係る診断書等作成特別研修会

１１月３０日（木）午前９時３０分より、栃木県教育会館５階小ホールにおいて、建設環境部と中小企業支援部共催の「産業廃棄物処理等に係る診断書等作成特別研修会」が開催されました。

参加者は、新規・更新をあわせて、栃木会会員２２名、福島会会員５名、群馬会会員２名、茨城会会員７名です。

栃木県に申請する場合、この特別研修会を受講することにより、専門的知識を有する者として経営診断書を作成提出することができます。

研修１科目目は、講師：顧問弁護士の伊藤幹哲先生による「廃棄物の処理及び清掃に関する法律概要」。２科目目は、講師：青木裕一会員による「産業廃棄物収集運搬業許可申請の実務」。３科目目は、講師：松本伸一会員による「財務諸表に基づく経営分析」。４科目目は、講師：一戸養子会員による「産業廃棄物収集運搬業の経営診断書作成の実務」各９０分の講義でした。講義終了後質疑応答も行われ、長時間の講義でしたが、非常に実のある研修でした。

受講された会員は、持ち帰った厚いテキストを見直しされ、業務に生かしていただけるものと思います。

（中小企業支援部　長竹基行）

第２回　Ｗｏｒｄ入門研修会

１月１５日（月）１３時３０より栃木県行政書士会２階会議室において、「第２回Ｗｏｒｄ入門研修会」が開催されました。講師は第１回目に引き続きデジタルシフト推進委員である室賀芳明会員が６０ページを超える資料を提供して担当し、参加者はノートパソコンを持参して実際に操作しました。

第２回目の研修会では、罫線を引く、表を作成する、図形や画像を挿入する、テキストボックスを挿入する、ファイル操作、特殊な操作といったテーマで進められました。これらは一見すると日々当たり前のように使っているかもしれませんが、罫線を引くこと一つをとっても、複数ある方法との違いについて、ベターな方法を丁寧に解説されており、目から鱗が落ちる実感を持ったのではないでしょうか。

今年度のデジタルシフト推進委員会が主催する入門研修会は全て終了しましたが、今後もあらゆる角度から会員のデジタル化に寄与する研修会が必要と感じました。

（デジタルシフト推進委員会　小池　学）

「Ｍ＆Ａの現状と支援について」研修会

１月１６日午後１時３０分から「M&Aの現状と支援について」をテーマとして中小企業支援部主催の研修会が会館２階で開催されました。講師には栃木県事業承継・引継ぎ支援センター（以下、「センター」）の統括責任者の山崎浩之様をお招きしました。

研修会には１４名の会員が参加し、行政書士の関連業務を含む幅広い視点でM&Aについて多くを学ぶことができました。

まず、研修会の最初にセンターの概要について詳しい説明がありました。設置から１０年が経過したセンターは１２名の職員で構成され、累計の相談件数は約３千件弱に上り、相談内容は約３０％が譲渡、２０％が譲受、残り５０％が親族や従業員への承継・創業希望者からの相談と多岐にわたります。同センターは、栃木県や各市町、金融機関、士業の専門家等と連携し包括的なサポートを行い、第三者承継や従業員承継・親族承継に関する公的支援機関として、地域の中小企業の事業継承を支援しています。

続いて、第三者承継（M&A）の現状について、１９８７年以降のM&A件数の推移や登録M&A支援機関の登録件数などの変遷が示されました。また、栃木県内の企業に焦点を当てた具体的なM&A成功事例を紹介して頂きました。

次に、M&Aのフローについて、企業価値の簡易算定から始まり、相談受付、トップ面談、マッチング、クロージングまでのM&Aのフローに関する詳細な説明がありました。特に、M&Aを成功に導くためには徹底的なデューデリジェンス（DD）が重要であり、それに伴う各種手続きや契約内容などを詳細に取り決めることが成功の鍵であるとのアドバイスがありました。

さらに、企業価値の算定方法やM&Aにおける仲介手数料の考え方についての情報が共有されました。企業価値を的確に見極めるために不可欠となる実務的な知見や手数料の相場観は、事業承継において行政書士がクライアントにサポートを行う際に役立つ事項です。

その後の質疑応答では、「センターとの連携方法や商工団体との係わり方」や「実際のケースにおける事業承継の具体的な進め方」など、参加者から様々な質問が熱心に寄せられました。

研修内容は、事業承継の全般におけるスキルの向上につながるもので、この研修を通じて事業承継が行政書士の業務と密接に関連していることを再認識することもできました。この場をお借りして、講師の山崎浩之様に感謝を申し上げます。

事業承継に関連する行政書士の具体的な業務としては、例えば基本合意書（覚書）、株式譲渡契約書などの契約書その他に関する書類を代理人として作成する業務やそのレビュー、事業承継に伴う各種許認可手続の代理、そして許認可ＤＤなどが挙げられます。

今後ますます重要性が高まる事業承継に関連して行政書士が地域企業の発展に寄与するため、栃木県行政書士会とセンターとの連携が一段と強化されることを期待しています。

（中小企業支援部　青木裕一）

三士会無料相談会開催

１月１３日（土）ライトキューブ宇都宮において、司法書士会・土地家屋調査士会・行政書士会による「三士会無料相談会」が開催されました。

これまで新型コロナウイルスの影響等で合同無料相談会が３年間開催されてこなかったこともあり、各会の調整などでこの時期になった上、以前のような三地区開催が出来ず県央の１会場となりました。当日は、今年の当番会である司法書士会に会場の準備を済ませていただき、当会の相談員は宇都宮支部の役員を中心とした１０名にお願いをしました。

開始早々、午後１時には相談者がお出でになり、３ブースでの相談が始まりました。今回は司法書士・土地家屋調査士・行政書士が１チームになり相談に回答する新しいスタイルで対応しました。

相談件数は１３件で、相続や遺言、境界確認、筆界、後見などの内容でした。チームの中で専門の士業者が回答をするため、相談にいらした方は安心して帰られておりましたので良かったと思います。また、他の士業者の回答を聞くことが勉強になったと当会の相談員からの感想もありました。

相談会終了後、三士会の相談会後としては初めての試みとして懇親会が開催されました。普段堅い話ばかりですが、時間が過ぎてゆくに従い交流が深まり、雰囲気の良い中で終えることが出来ました。

令和６年度は当会が当番会になりますので、三地区開催に向けて計画を進めていければと思っております。

（制度推進部　豊田近弘）

日本行政書士会連合会　賀詞交歓会へ参加

１月１９日（金）日本行政書士会連合会主催の賀詞交歓会が東京都港区虎ノ門にあるホテルオークラ東京にて開催され、当会からは、会長、副会長合わせて６名で参加しました。

壇上には「デジタル社会に機能する行政書士法の改正を実現しよう！」との懸垂幕が掲げられており、行政及び社会のオンライン化・デジタル化に向けた行政書士の担う役割について気持ちを新たにしました。

全国の行政書士会の役員、多くの国会議員等の来賓が出席し、盛会のうちに終わりました。

デジタルシフト入門

デジタルシフト推進委員会

第１７回　e-Tax とマイナポータルを利用する

国税庁レポート２０２３（令和５年６月発行）によると令和４年度の所得税申告の e-Tax 利用率は、６５．７％と、着実に上昇しています。

また、国税庁の報道発表資料（令和５年５月）によると、申告にマイナンバーカードを利用する方は３８７万人となっています。スマートフォンからの e-Tax 申告も２４９万人と e-Tax の普及が加速しているように思います。

マイナポータル連携により医療費、年金等の控除証明書を取得した方は１３２万人とこちらも利用者が増加しています。国税の電子申請は、年々利便性を向上させ、書面での申請から電子申請に着実に移行しています。

初期の e-Tax は､使い勝手に課題がありました。現在、パソコンやネットワークの向上、マイナンバーカードとスマートフォンの活用、マイナポータルの連携、e-Tax ソフトのユーザインターフェースの改善等により、戸惑うことも少なくなりました。e-Tax ソフトの改善に、日税連が大いに関与したとの話は、興味深いものがあります。

e-Tax を使ってみましょう

令和５年度分の e-Tax による確定申告作業は、１月４日から始まっています。

ブラウザから確定申告書等作成コーナーを開くことで、申告書の作成が可能となります。国税庁サイトには、ダウンロード版の e-Tax ソフトも準備されているので、こちらを使用することでも申告できます。

確定申告書等作成コーナー及びダウンロード版は、年々バージョンアップされるため、常に更新作業を行う必要があります。その分、多くの作業が見直され利用しやすくなっています。

マイナンバーカードをスマートフォンで読み取る作業も以前は数回ありましたが、今は１回だけとなっています。

スマートフォンには、Ｓｕｉｃａ等のタッチ決済に使われる非接触ＩＣ通信やＮＦＣ（近距離無線通信）機能が装備されている必要があります。またマイナポータルアプリのインストールも必要です。

マイナンバーカードをスマートフォンで読み取るには、マイナポータルアプリから、読み取りを選択します。パスワードを入力しますが、パスワード入力結果が判りづらく、注意が必要です。次にマイナンバーカードを机の上に置き、スマートフォンをカードの中心に置くと上手く読めます。スマートフォンによっては、多少違いがあるようです。

マイナポータルを利用する

マイナポータルは政府が運営するオンラインサービスで、デジタル庁が主管官庁です。２０１７年からサービスが開始され、２０２３年７月３１日現在の利用者数は、６，４１０万人とここ数年で著しく利用者が増えています。行政手続がワンストップになり、行政機関からの通知、各種情報を確認できます。

モバイル非接触ＩＣ通信あるいはＮＦＣ機能のあるスマートフォンにマイナポータルアプリをインストールし、マイナンバーカードを読み取ることで利用できます。パソコンの場合は、ブラウザから利用します。

行政機関等が提供しているサービスシステムを連携することがマイナポータルサイトの目的かと思います。これを繋ぐキーが、マイナンバーカードです。

行政機関の各種システムを連携することで、それら行政サービスを一元的に可能とするものになります。

連携は、その都度マイナンバーカードを読み取る作業が必要になります。バラバラだった行政サービスを繋ぐ作業となるため欠かせません。利用者が意識して連携をすることは、重要なことと思います。一度連携できれば、次からは比較的楽に利用可能となります。

マイナポータルで保険証を連携すると、郵送されていた医療記録が、ポータルサイトから、医療記録、薬剤の記録として確認、資料のダウンロードができます。

マイナポータルサイトによる行政サービスは、デジタル庁としても力を入れているところであり、マイナポータルの今後に注目しています。

（デジタルシフト推進委員　室賀芳明）

支部だより

【栃　木】

栃木支部研修会・忘年会

１２月８日（金）午後２時半よりとちぎ蔵の街楽習館で土地開発業務の研修会が行われました。綾部会員が講師を務め、研修会の資料として、実際に綾部会員が依頼を受けて、行った開発行為許可申請書、添付図面や資料一式を配布し、明日からすぐにでも役立つ情報満載の研修会でした。

他の業務もそうですが、土地開発業務も１件１件の内容が違うため、全く同じ業務はありません。個別に考慮しなければならないことがあるということを踏まえて、ひとつの業務の例を取り上げた研修でした。業務を遂行する上で見落としがちな点について丁寧に教えていただきました。

また、ついつい、忘れてしまいがちな完了報告書・工事完了届（開発行為よりは農地転用、２４条施工承認工事等の話です。）を提出することの大切さについての話もあり、素晴らしい研修会でした。研修会は１７名の参加と大盛況でした。

その後、日本料理高級割烹に場所を移し、忘年会も、大変おいしいお料理に舌鼓を打ちつつ、なごやかに楽しく行われました。こちらも２２名の参加と大盛況であり、終始、明るい笑いに満ち、終了の時間となった際には、終わるのが早すぎるのではないか！？と思うほどでした。栃木支部の未来は明るいと確信した忘年会でした。

（支局長　田中順子）

【佐　野】

支部理事会・座談会開催

１月２４日（水）午後３時より、仙水閣にて、令和５年度第３回佐野支部理事会が開催されました。今回は、２月１９日（月）に佐野市役所市民活動スペースにて開催される、市民公開講座の運営に関する検討を行いました。当日の講師は副支部長の栗原崇会員が担当し、講座終了後の相談会では支部理事・支部会員１０名程が対応します。ご来場の皆様のお悩み解決の一助となりましたら幸いです。

理事会後の午後４時より、同会場にて座談会が開催されました。相続の事例が増加している状況での、業務に取り組む姿勢や倫理観などの切り口から、ワークショップや意見交換、情報共有などが行われ、有意義な時間となりました。専門家としてお客様の期待に応えるため、これからも研鑽に励んで参ります。

（支局長　栗田愛野）

栃木会会員専用ページに掲載されている各手続きの書式について（ご案内）

- 補助者に関する申請（設置、廃止等）
- 職務上請求書の購入
- 申請取次行政書士の申出
- 行政書士登録の変更申請（事務所等）
- 行政書士登録の抹消・廃業
- 証明書等の交付（職印証明書等）
- 会員証等の再交付

栃木県行政書士会カレンダー（３月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
5	火	北関東３県　建設・産廃業務情報交換会	13:30～	
6	水	登録説明会	10:00～11:00	総務部
		登録事前相談会	11:00～12:30	総務部
		総務部会	13:30～16:00	総務部
		外国人による会社設立研修会 （於：宇都宮市文化会館　３階　第１会議室）	13:30～16:00	中小企業支援部
		市民相談会(於:足利市役所１階市民相談室)	13:00～16:00	足利支部
7	木	実務倫理研修会（於：栃木県教育会館　５階　小ホール）	14:00～15:35	総務部
8	金	広報部会	13:30～	広報部
11	月	行政書士無料相談（於:宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
12	火	国際業務研修会 （入管業務に必要な基礎知識：在留特別許可について等）	13:30～	国際部
13	水	ＴＩＡ（栃木県国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		申請取次新規受付	13:30～16:00	申取管理委員会
		外国人在留資格無料相談 (於:足利市生涯学習センター会議室)	13:00～16:00	足利支部
14	木	次年度予算調整会議	13:30～	総務部
15	金	行政書士による相談（於:佐野市役所） （問い合わせ:佐野市市民生活課 0283-20-3014）	13:30～16:00	佐野支部
		行政書士無料相談（於:栃木市役所本庁舎２階市民相談室）	14:00～16:00	栃木支部
19	火	ものづくり補助金研修会	13:30～15:40	中小企業支援部
20	水	ＫＩＦＡ（鹿沼市国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
21	木	登録説明会	10:00～11:00	総務部
		封印報告書確認	13:30～15:00	封印管理委員会
22	金	職務上請求書管理委員会	13:30～16:30	総務部
24	日	市民プラザ無料相談会 （於:うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00～16:00	宇都宮支部
26	火	日行連倫理研修規則に基づく一般倫理研修会 （於：栃木県教育会館　５階　小ホール）	13:30～16:30	総務部
27	水	新入会員向け研修会 （於:栃木県教育会館　５階　小ホール）	13:30～16:30	総務部
		行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士専門相談 （於:野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室） （予約問い合わせ:野木町社会福祉協議会　0280-57-3100）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士無料相談（於:壬生町役場１階１０２会議室） （予約問い合わせ:壬生町生活環境課くらし安心係 0282-81-1826）	14:00～16:00	栃木支部
28	木	行政書士専門相談 （於:下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」会議室） （予約問い合わせ:080-8720-9587）	10:00～12:00	小山支部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	文書の表題
1244	令和６年能登半島地震に係る印鑑証明書等の有効期間の取扱いについて（周知）
1265	軽自動車ＯＳＳを提供するシステムの更改に併せた手続き処理等の仕様改善について（周知）
1277	医療法人の経営情報の報告について（周知）
1284	令和６年能登半島地震に係る印鑑証明書等の有効期間の取扱いについて（再周知）
1297	日行連が行う行政書士記念日事業について
1302	令和６年度申請取次関係研修会の開催予定について
1345	業務周知用パンフレットデータの送付について
1355	「定款作成支援ツール」の試行運用について（ご協力のお願い）
1366	「農水知財に関するオンラインセミナー」の開催について（周知）

栃木支部主催研修会

開催日時　令和６年３月２２日(金曜日)　１５：００～１６：３０
開催場所　栃木市市民交流センター　４階　講義室
　　栃木市入舟町６番８号　　電話番号０２８２－２４－０３５２
研修内容　**「相談業務の実務」**
　　行政書士だけでなく司法書士の観点からの相談業務の進め方や特に注意すべき点を考察する。
講　　師　栃木支部　髙橋宏治　会員（行政書士・司法書士）
備　　考　定員先着２０名。支部を問わず参加者を募集します。
応募方法　令和６年３月１５日(金)までに栃木支部副支部長の綾部宛にメールまたは電話での申し込みをお願いします。
申 込 先　栃木支部副支部長　綾部一成　宛
　　メールアドレス　ａｙａｂｅｋａｚｕｎａｒｉ＠ｃｃ９．ｎｅ．ｊｐ
　　電話番号　　０９０―４５９２―１０８３
　　ＦＡＸ番号　　０２８２―５１―３５３２

お申し込みの記載事項

支部名	
会員名	
研修に関する変更が生じた場合に希望される連絡先	固定電話
	携帯電話
	ＦＡＸ
	メールアドレス

令和６年度　申請取次関係研修会日程表について

～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。

令和６年度　行政書士申請取次関係研修会／日程表

	研修区分	受講期間	開催案内 （会員サイト詳細発表）	申込期間	修了証書発行日 （同日発送予定）	結果通知発送予定日 （基準未到達者のみ）
1	実務研修会 （更新）	4月12日（金）～4月22日（月）	2月中旬	3月1日（金）～3月7日（木）	5月8日（水）	5月14日（火）
2	事務研修会 （新規）	6月17日（月）～6月27日（木）	4月中旬	5月8日（水）～5月14日（火）	7月18日（木）	－
3	実務研修会 （更新）	7月19日（金）～7月29日（月）	5月中旬	6月4日（火）～6月10日（月）	8月9日（金）	8月21日（水）
4	事務研修会 （新規）	9月6日（金）～9月17日（火）	6月下旬	7月23日（火）～7月29日（月）	10月8日（火）	－
5	実務研修会 （更新）	10月18日（金）～10月28日（月）	8月中旬	9月3日（火）～9月9日（月）	11月11日（月）	11月18日（月）
6	事務研修会 （新規）	11月19日（火）～11月29日（金）	9月中旬	10月8日（火）～10月15日（火）	12月19日（木）	－
7	実務研修会 （更新）	令和7年 1月21日（火）～1月31日（金）	11月上旬	11月29日（金）～12月5日（木）	令和7年 2月14日（金）	令和7年 2月20日（木）
8	事務研修会 （新規）	令和7年 2月21日（金）～3月3日（月）	12月中旬	令和7年 1月8日（水）～1月15日（水）	令和7年 3月24日（月）	－

○開催方法

・当該研修は、中央研修所研修サイトＶＯＤ（ビデオ・オン・デマンド）システムを用いた研修で、受講期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて各会員が個々の端末（パソコン、タブレット、スマートフォン）から聴講可能です。

○研修会の区分

・「事務研修会」は、入国・在留手続関係の申請取次を**新規**に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。
※すでに届出済証明書の交付を受けている方もお申込みいただけます。本取扱いは、令和4年8月より、届出済証明書の交付を受けている行政書士の更新手続きにおいて、事務研修の修了証書を使用できることとする特例措置によるものです。

・「実務研修会」は、地方出入国在留管理局より届出済証明書の交付を受けていて、**更新**を希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたします。

事務研修会…課題提出締切後、結果通知とあわせて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会…課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

○留意点

・上の表は現時点での予定であり、変更される場合があります。

・各研修会の申込等の詳細については、日行連会員専用サイト「連con」にて御案内いたしますので、御確認いただきますようお願いいたします。

【掲載場所】◆日行連ホームページＴＯＰ＞会員ログイン＞研修・セミナー＞申請取次関係研修

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度行政書士申請取次事務研修会（新規）を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

宇都宮市　農用地区域の確認に関する事務取扱の変更について

～宇都宮市より～

標記の件について、宇都宮市経済部農業企画課より周知依頼がありました。

農業企画課作成（R6.1）

令和６年４月から農用地区域の確認方法が変わります

◆変更の目的

これまで，農用地区域の確認については口頭での回答も行っておりましたが，情報伝達の齟齬防止のため，令和６年４月からすべて所定様式による受付・回答といたします。詳細は次のとおりとなります。

◆農用地区域の確認方法

	変更前（～R6.3）				変更後（R6.4～）			
受付	窓口	FAX	メール	電話	窓口	FAX	メール	電話
確認方法	窓口様式への調査対象地番記入	FAX送信	メール送信	電話による調査対象地番確認	所定様式への調査対象地番記入	所定様式を用いたFAX送信	所定様式を用いたメール送信	
回答方法	口頭	FAX送信（文書）	メール送信（文書）	口頭（電話）	所定様式による回答（回答の送付方法：郵送，窓口，メール）			
その他					参考情報として農用地区域情報を提供（後日書面による回答を送付）			参考情報として農用地区域情報を提供

◆回答に要する期間

・所定様式の回答には受付日から起算して２週間ほどお時間をいただきます。

・電話での問合せにつきましては，「参考情報」として早急に回答いたします。

◆留意事項

・所定様式につきましては，農業企画課窓口に備え付けてあるもの，市 HP に掲載されているものをご利用ください。

（市 HP 掲載場所：宇都宮市 HP＞産業・ビジネス＞宇都宮の農業＞農地＞宇都宮農業振興地域整備計画）

・詳しくは右の連絡先，または農業企画課窓口にお問い合わせください。

宇都宮市役所経済部農業企画課
担い手・農地調整Ｇ　担当：小倉
TEL：028-632-2473
FAX：028-639-0619
メール：u2325@city.utsunomiya.tochigi.jp

令和６年度　那須塩原市農業委員会　総会等日程について
～那須塩原市より～

標記の件について、那須塩原市農業委員会より周知依頼がありました。

那須塩原市農業委員会 令和６年度 総会等日程表

年	月	日（曜日）				
		申請締切	現地調査			総会（全員協議会）
			地区担当委員	調査班		
				西那須野/塩原	黒磯	
令和６年（2024）	4月	1日(月)	～19日(金)までに	22日(月)	23日(火)	25日(木)
	5月	1日(水)	～21日(火)までに	22日(水)	23日(木)	27日(月)
	6月	5月31日(金)	～19日(水)までに	20日(木)	21日(金)	25日(火)
	7月	1日(月)	～19日(金)までに	22日(月)	23日(火)	25日(木)
	8月	1日(木)	～20日(火)までに	21日(水)	22日(木)	26日(月)
	9月	8月30日(金)	～18日(水)までに	19日(木)	20日(金)	25日(水)
	10月	1日(火)	～21日(月)までに	22日(火)	23日(水)	25日(金)
	11月	1日(金)	～19日(火)までに	20日(水)	21日(木)	25日(月)
	12月	11月29日(金)	～19日(木)までに	20日(金)	23日(月)	25日(水)
令和７年（2025）	1月	12月27日(金)	～21日(火)までに	22日(水)	23日(木)	27日(月)
	2月	1月31日(金)	～18日(火)までに	19日(水)	20日(木)	25日(火)
	3月	2月28日(金)	～18日(火)までに	19日(水)	21日(金)	25日(火)

※申請締切　毎月１日（１日が休日(土曜・日曜・祝日)の場合、直前の開庁日）

※現地調査　毎月２班が調査を実施する。１班が総会の２日前までの開庁日に黒磯地区を調査し、その１日前までの開庁日に、もう１班が西那須野・塩原地区の調査を行う。
（総会開催日と現地調査日間に総会準備のための１開庁日が確保できるよう調整する。）

※総会　毎月25日（25日が休日(土曜・日曜・祝日)の場合、直後の開庁日）／午後１時３０分から
西那須野庁舎３００会議室／傍聴可能

「定款作成支援ツール」の活用について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 1355 号】「定款作成支援ツール」の活用について.pdf
「定款作成支援ツール」の公表等について.pdf

能登半島地震に係る印鑑証明書等の有効期間の取り扱いについて
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 1284 号】能登半島地震に係る印鑑証明書等の有効期間の取り扱いについて.pdf
国自情第 276 号の 2.pdf
国自情第 276 号.pdf
官報特別号外第 4 号.pdf

軽自動車ＯＳＳを提供するシステムの更改に併せた手続き処理等の仕様改善について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 1265 号】軽自動車ＯＳＳシステム更改手続き処理等の使用改善について.pdf

宅建業法施行規則等及び宅建業法の解釈・運用の考え方の一部改正について
～日行連より～

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う宅地建物取引業法施行規則等及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 1382 号】
国不動第 109 号
＜別紙１＞（新旧）宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令
＜別紙２＞（新旧）標準媒介契約約款の一部を改正する件
＜別紙３＞（新旧）宅建業法の解釈・運用の考え方（令和 6 年 4 月 1 日施行）
＜別紙４＞（新旧）宅建業法の解釈・運用の考え方（令和 6 年 5 月 25 日施行）
＜参考＞標準媒介契約約款

氏　　名　南木　英樹（なんもく　ひでき）
事務所名称　行政書士南木英樹事務所
所　在　地　宇都宮市平出町２７２０番地
入　会　日　平成２７年７月１日

今回は宇都宮支部の南木英樹会員の事務所におじゃましました。

行政書士になったきっかけは？

もともと、法律系の大学出身だったので、法律系の仕事を考えていました。

法律を学んだ者として、司法書士、行政書士、社労士など、人々のお役に立てるような仕事を目指した中、行政書士に合格し、法律に携わる仕事として開業いたしました。

主な取扱業務は？

相続や遺言などがメインですが、土地の関係として、開発行為や農転、そのほか産廃の収集運搬の手続きなども取り扱っています。

業務を進めるうえで大切にしていることはありますか？

開業当時は、お客様との打ち合わせや、業務の報告の際、意思疎通がとれなくてトラブルがあったこともありました。

そのような経験から、お客様にできる限りわかりやすく説明し、ご納得いただくことを心掛けています。

特に一般の方からすると、法律用語などは馴染みのない言葉ばかりですので、かみ砕いて懇切丁寧に説明することを心がけています。

休日の過ごし方は？

休日は子供と過ごすことが多いです。子供は三人いて１０歳、７歳、３歳で、今が一番手がかかる時期です。ただ、日々成長していく子供の姿を見るのが何よりの楽しみです。

子育てと仕事の両立について

子育てと仕事の両立は大変なことがありますが、代わりの人間がいないので無理はしないことを心がけています。気を張りすぎず適度に手を抜くことも必要です。たまには一人でスーパー銭湯に行ってリフレッシュしています。

これからやっていきたい業務は？

建設業を本格的に進めていきたいと思っています。最近知り合いから、個人経営の建設業の世代交代のお話や、規模縮小のため会社から個人に移行したい旨のご相談を受けました。

今後そのようなお話が増えることが予想されますので、それらに対応していきたいと考えております。

後進の行政書士に伝えたいことは？

私も開業して９年になります。４０歳で開業し、最初はわからないことが多かったですが、諸先輩方に色々教えていただき成長することが出来ました。ですので、疑問に思ったことなどは諸先輩方になんでも相談したほうがいいと思います。また、法律の改正が多いので常にアンテナを張っておくこと、業務についても広く浅くよりは専門性を高め深く追求し、「これなら他の人には負けない」という柱を持っていくことです。

行政書士は楽しい仕事なので、自分のスタイルを見つけていくことが大切だと思います。

（支局長　前澤秀樹）

岩戸別神社

塩那支部

支局長として初めての「支局かわら版」の執筆になりますが、今回は岩戸別神社（いわとわけじんじゃ）をご紹介させていただきます。

岩戸別神社は塩谷町船生地区に鎮座している神社です。太陽の神「天照大神」が岩屋に隠れてしまった折、岩戸を押し開いた力の神様　天手力雄命（あめのたぢからおのみこと）を主祭神とする神社です。

鳥居の前で一礼し、境内に向かって進んでいくと大変強いパワーのある神社であると感じました。神社の由緒由来について興味をお持ちの方は多くいると思いますが、私の場合は歴史よりも、その神社を訪れたときに目に見えないもの、例えばその場所の持つ雰囲気だったり、建物や自然に触れ、感じるままに、行きたい場所を散策することを大切にしています。

こちらでおすすめスポットは「天地石」です。二つの石が左右に存在し、右側は地に向かって放つ（陰のパワーストーン）、左側は天に向かって放つ石（陽のパワーストーン）であり、実際に石の上に乗ってみると不思議なパワーを感じられるかもしれません。

次に不動岩（力石）は、直接触れることで神秘的な力を感じる岩であり、訪れた人々が岩の前でゆっくりとお参りされている様子がうかがえました。

他にも本殿を中心に散策できる遊歩道があり、樹齢３００年を誇る杉の大木もあります。そこには１２本の干支杉がありますので、自分の干支のところへ歩いていき手を合わせました。

私は陰陽という言葉がなぜか好きなのですが、陰と陽とは全く違うもの、相反するものと見えながら、どちらも大切なものであり、表裏一体の要素であると、毎日の生活で実感しています。なぜなら、日々、多くの気づきや学び、そして悦びとして得られることに繋がっているからなのですが、どちらに偏ることなくいつも中庸でありたいと願っています。

（支局長　永井裕子）

研修詳細

外国人による会社設立研修会

中小企業支援部　主催

再掲載

○開催日時　令和６年３月６日（水）１４：００～１６：００
○開催場所　宇都宮市文化会館　３階　第１会議室
○研修内容　外国人による会社設立について
○講　　師　行政書士　宇賀神英巳
○対 象 者　会員
○定　　員　６０名（先着。受講者証を送信します。）
○受 講 料　５００円
○資　　料　研修会当日配布します。
○申込方法　ＦＡＸまたはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）
○申込締切　２月２８日（水）

※先月号の掲載では、開始時刻が１３時３０分でしたが、１４時に変更となります。

研修詳細

実務倫理研修規則に基づく「実務倫理研修会」開催のお知らせ

総務部 主催

本会の実務倫理研修規則に基づき「実務倫理研修会」を下記の要領で開催します。

この研修は、義務化された日行連の一般倫理倫理研修とは異なり、栃木会で独自に実施する実務に関する倫理研修です。

業務を受任する際の委任契約について法的な解釈を理解していただき、注意すべきことや果たすべき義務などの講義を行います。

再掲載

○開催日時　令和６年３月７日（木）１４：００～１５：３５（受付１３：３０～）。
○開催場所　栃木県教育会館　５階　小ホール（宇都宮市駒生１－１－６）
○対 象 者　会員（補助者の方は受講出来ません。）
○研修内容　実務倫理研修規則に基づく「実務倫理研修会」
　１４：００～１４：０５　会長あいさつ
　１４：０５～１５：２５　「行政書士の業務における委任の実務と人権への配慮」
　講師：今泉法律事務所　伊藤　一　弁護士
　伊藤幹哲　弁護士
　１５：２５～１５：３５　研修全体や倫理に関しての質疑応答
○受 講 料　無料
○定　　員　８０名（先着。受講者証を送信します。）
○申込方法　ＦＡＸまたはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）
○申込締切　２月２８日（水）

※　昨年度まで栃木会で開催した倫理研修会と同じ内容になります。５年以内に受講されている方は、ご了解の上お申し込みください。

研修詳細

国際業務研修会（入管業務に必要な基礎知識：在留特別許可について等）国際部　主催

○開催日時　令和６年３月１２日（火）１３：３０～
○開催場所　栃木県行政書士会館　２階
○研修内容　非正規滞在者に関する諸手続き
○講　　師　弁護士　山下　雄大　氏
○対 象 者　会員（補助者は不可）
○定　　員　２４名（先着。受講者証を送信します。）
○受 講 料　５００円
○申込方法　ＦＡＸまたはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）
○申込締切　３月６日（水）

研修詳細

ものづくり補助金に関する研修会　中小企業支援部　主催

栃木県よろず支援拠点のコーディネーターより説明いただきます。

○開催日時　令和６年３月１９日（火）１３：３０～１５：４０
○開催場所　栃木県行政書士会館　２階
○研修内容　ものづくり補助金に関する内容です。
○講　　師　栃木県よろず支援拠点コーディネーター・中小企業診断士　乾　泰夫　氏
○対 象 者　会員
○定　　員　３０名（先着。受講者証を送信します。）
○受 講 料　無料
○資　　料　研修会当日配布します。
○申込方法　ＦＡＸまたはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）
○申込締切　３月８日（金）

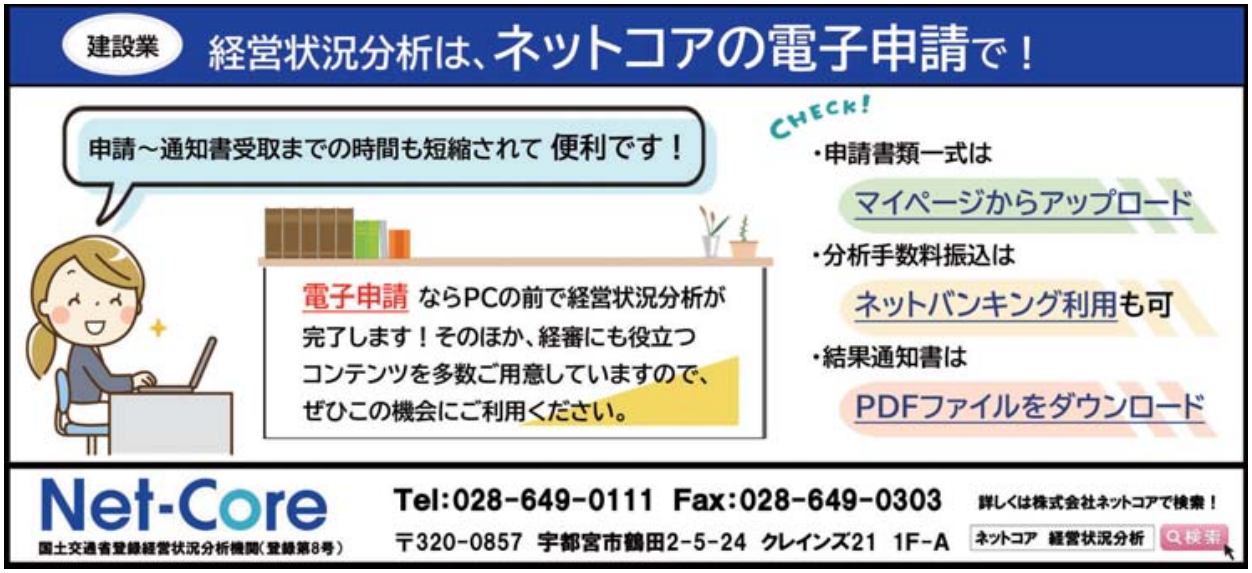

日行連の一般倫理研修が全会員に「義務化」されました

○現在会員の方は、令和6年3月31日までに修了する必要があります。

○日行連中央研修所研修サイトより、オンラインで受講できます。

○オンラインでの受講のしかたは「行政書士とちぎ」令和5年9月号、8ページをご参照ください。

○集合による受講を希望される方は、現在予定されている以下の研修にお申し込みください。

※　支部による開催は、主催支部以外の支部に所属している会員も受講できます。

土曜開催

佐野支部主催「日行連倫理研修規則に基づく一般倫理研修会」

◎日　　時　令和６年３月２３日（土）１３：３０～（休憩含め３時間１５分程度）

◎場　　所　佐野市役所１階　市民活動スペース（佐野市高砂町１番地）

◎受 講 料　無料

◎申込方法　佐野支部会員　　支部から届く郵便でご確認ください。

　　佐野支部以外の会員　１９ページの研修会申込書でお申込みください。

◎申込締切　３月１３日（水）

研修詳細

日行連倫理研修規則に基づく一般倫理研修会（集合形式での研修）　総務部　主催

受講の期限（令和６年３月末日）までに開催する最後の集合研修です。
まだ修了されていない方は必ずお申し込みください。

○開催日時　令和６年３月２６日（火）１３：３０～１６：３０（受付開始１３：００）

○開催場所　栃木県教育会館　５階　小ホール（宇都宮市駒生１丁目１番６号）駐車場あり

○研修内容　日行連一般倫理研修（中央研修所研修サイトの内容と同一）

○対 象 者　会員

○定　　員　１２０名（先着。受講者証を送信します。）

○受 講 料　無料

○申込方法　ＦＡＸまたはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）

○申込締切　３月２２日（金）

○当日持参　**行政書士証票・受講者証**

※途中での入退室、中座の方には修了証の発行は行いません。

研修詳細

新入会員向け研修会

総務部　主催

（新入会員だけでなく会員ならどなたでも参加できます）

総務部では新入会員を対象に、行政書士として基本的な知識の習得や業務に関する疑問解消のために研修会を開催しています。多岐に亘る行政書士の業務について関係部の役員に説明をしてもらった後、質疑応答や意見交換の時間を設け、疑問や受任してからの不安などについても行政書士である先輩と話し合うことができる、一般の業務研修とは異なるものです。

新入会員でなくても、会員であればどなたでも参加できますので、業務について再確認したい方や意見交換に参加したい方などはぜひお申し込みください。

○開催日時　令和６年３月２７日（水）１３：３０～１５：２０（予定）
（受付は午後１時から）

○開催場所　栃木県教育会館　５階「小ホール」
（住所＝宇都宮市駒生１－１－６）

○対 象 者　会員（補助者の方は受講出来ません。）

○研修内容

１３：３０～１３：３５　会長あいさつ および 業務受任時の諸注意

１３：３５～１４：３５　「行政書士の取扱い業務について」

①土地利用関係業務　（土地利用開発部長　佐藤栄一）
②運輸交通・警察関係業務　（運輸交通風営部長　相山有美）
③国際関係業務　（国際部長　深見　史）
④中小企業支援業務および法人設立関係業務　（中小企業支援部長　長竹基行）
⑤建設業・環境関係業務等　（建設環境部長　井上尉央）
⑥権利義務または事実証明に関する書類作成等業務（市民法務部長　小平磨弓）

１４：３５～１５：２０　研修全般や業務に関しての質疑応答、意見交換

○受 講 料　無料

○申込締切　３月２２日（金）

※令和４年度入会で昨年受講していない方および今年度入会の方には、案内文を郵送しています。
※新入会員の方（この研修会案内が郵送で届いた方）は郵送された申込用紙でご回答ください。
※この研修会については、受講者証は発行いたしません。

広報部より「うちの子」募集のお知らせ

行政書士とちぎの裏表紙に、ペットの写真を掲載してみませんか？（不定期掲載）
◇応募資格　栃木県行政書士会会員
◇応募方法　本会代表メールアドレス（gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）に下記をお送り下さい。
①会員氏名（掲載時はイニシャル）　②ペットの写真３枚以上　③ペットの名前・種類
④特技、特徴、好きな物、好きなこと、飼い主からひとことなど（短文でお願いします。）

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研　修　名		受講料	申込〆切	申込	
				会員	補助者
3/6	**外国人による会社設立研修会**	５００円	2/28		
3/7	**実務倫理研修会**	無　料	2/28		
3/12	**国際業務研修会（在留特別許可について等）**	５００円	3/6		
3/19	**ものづくり補助金に関する研修会**	無　料	3/8		
3/23	**日行連倫理研修規則に基づく一般倫理研修会（開催場所：佐野市役所　市民活動スペース）**	無　料	3/13		
3/26	**日行連倫理研修規則に基づく一般倫理研修会（開催場所：栃木県教育会館）**	無　料	3/22		
3/27	**新入会員向け研修会**	無　料	3/22		

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（１月）	２名
更新申出（１月）	２名
申請取次行政書士（１月末現在）	１６２名

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ―【会員専用】ページ―各種申請様式―申請取次行政書士―申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。

※新規申出（失効し、再取得される方も新規扱いです）は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
次回の予約締切日：２月２９日（木）　受付日：３月１３日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月１５日です。
（更新手続きは有効期限の２ヶ月半前から受付開始します。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

※令和６年度の日行連の申請取次関係研修会の日程表は「日本行政２月号」で案内があります。
申出に関する特例措置等については、日行連ＨＰ会員向けサイト「連con」に掲載されております。

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（令和６年１月 31 日現在）

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	栃　木 大越　善央	R6.1.1	321-0201	行政書士大越善央事務所 下都賀郡壬生町大字安塚 1163	080-1081-0364	
	佐　野 杉山　博史	R6.1.1	327-0817	すぎやま行政書士事務所 佐野市伊勢山町 10-1	0283-85-8712	
	宇都宮 庄司　秀一	R6.1.1	320-0802	みずき行政書士事務所 宇都宮市江野町 4-6	028-680-5164	
	宇都宮 秋山　　浩	R6.1.1	320-0003	秋山ひろし行政書士事務所 宇都宮市豊郷台 2-75-8	080-8731-3194	

【退　会】佐藤勝好会員、佐藤勝美会員、柿木嘉成会員のご冥福をお祈りいたします。

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
栃　木	新籾　　實	R6.1.31	廃　業	栃　木	佐藤　勝美	R5.12.24	死　亡
那　須	佐藤　勝好	R5.12.24	死　亡	小　山	柿木　嘉成	R5.12.25	死　亡

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変更内容
塩　那	田畠　利彦	所在地／電話番号	さくら市馬場 9-2 ／ 028-616-2882
栃　木	並木　淳一	名称	並木行政書士事務所

「職務上請求書」購入時、「日行連一般倫理研修の修了証」の添付が必要です!!

(1)事務局へ以下の書類等を持参（または郵送）

①購入申込書（R5/9/1 より新様式）
②誓約書
③使用済み職務上請求書綴り
④日行連一般倫理研修修了証の写し

★詳しい説明・書式は、当会の会員専用ＨＰ「各種申請様式」に掲載してあります。
★日行連一般倫理研修は、日行連中央研修所研修サイトからオンライン受講できます。

(2)事務局は書類等にもれが無いことを確認し、預かり、保管
・使用済み職務上請求書綴りに不備（未記入等）がある場合はお預かりできません。

(3)毎月２１日以降に職務上請求書管理委員会を開催し、払出しの可否の判断
・払出しの可否の判断が難しい場合、文書や面談で業務の確認を行うことがあります。

(4)毎月２０日までの購入申込みに対し、翌月１日に新しい職務上請求書の発送(または窓口)

編集後記

先日、新幹線の駅で知人にお会いした時、早い時間から何方へ行くのか尋ねました。その方は、嬉しそうに子供の進学が決まり、手で運べるものだけでも少しずつアパートに運ぼうと思ってと、話してくれました。季節は休みなく動いているのを感じさせられました。北風が強く寒さが厳しいですが、春はそこまできているのですね。新年度に向かい何かと気ぜわしい時期になります。元気に頑張りましょう。

（広報部　豊田近弘）

行政書士とちぎ　２月号　No.566

発行人　栃木県行政書士会　会長　安野光宣
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://gt9.or.jp/
編　集　広報部
印刷所　有限会社　高久印刷

行政書士とちぎ 2024.2　令和６年２月15日発行　第566号
栃木県行政書士会　〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号　TEL028(635)1411(代)

うちの子

宇都宮支部
Ｓ・Ｍ会員

名前　寅次郎、雑種
特技　カメラ目線、ダッシュ
好きなもの　紙袋

保護した時は
体重 280 グラムでしたが
今は５キロになりました！